

## 今年の確定申告

税理士 嶋 賢治

今年の確定申告は2月17日(月)～3月17日(月)までとなっています(消費税は3月31日(月)まで)。

2024年分は定額減税が実施されたことで、いつもの確定申告とは手順が異なりますので注意が必要です。

定額減税は、本人・同一生計配偶者・扶養親族について、一人当たり所得税3万円(住民税1万円)を減税するものです。

確定申告書・第一表に「定額減税」の欄が追加されていますので、本人と定額減税を受ける同一生計配偶者+扶養親族の人数を記載し、人数×3万円の所得税の定額減税の合計額を記載する必要があります。

ただし対象となるのは、本人の合計所得が1,805万円以下の人に限られています。

なお、所得税の扶養控除の対象とはならない16歳未満の年少扶養親族も定額減税の対象になります。

次に、19歳未満の扶養親族を有する子育て世帯と、夫婦のいずれかが40歳未満の若者夫婦世帯の住宅ローン減税が拡充されています。

住宅ローン控除の借入限度額について、子育て世帯・若者夫婦世帯が2024年に入居する場合には、認定住宅5,000万円、ZEH水準省エネ住宅4,500万円、省エネ基準適合住宅4,000万円と金額の拡充がなされています。

それ以外にも住宅ローン関連の減税は手当てされていますので、対象にならないか検討しましょう。

国税庁は税務行政のDX化を進める観点から、申告手続きのオンライン化、事務処理の電子化など、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直しをかなり強烈的なスピードで実施しています。

その取り組みの一環として、確定申告書の控えへの収受日付印の押なつを行わないことになりました。

金融機関の融資や補助金の申請等に確定申告書の写しに収受印を求めないよう関係先には国税庁の要請がありますが、しばらくは混乱が生じるものと思われます。

※無断転載禁止